

令和4年6月24日  
事務連絡

各事務所  
事務局長 殿

全軽自協 事業部長

検査標章の貼付位置の見直しに関する意見の募集について

(パブリックコメント)

標記について、国土交通省では令和4年6月22日（水）から別添のとおりパブリックコメントを開始しましたのでお知らせ致します。



[トップ](#)[パブリック・コメント制度について](#)[案件一覧](#)[ヘルプ](#)

トップ &gt; 案件一覧 &gt; 検査標章の貼付位置の見直しに関する意見の募集について

## 検査標章の貼付位置の見直しに関する意見の募集について

募集中

[facebook](#) [twitter](#)

|                |  |
|----------------|--|
| カテゴリ           | 陸運   |
| 案件番号           | 155220913                                      |
| 定めようとする命令などの題名 | 検査標章の貼付位置の見直し                                  |
| 根拠法令条項         | 道路運送車両法第66条、道路運送車両法施行規則第37条の3、自動車検査業務等実施要3-9-1 |
| 行政手続法に基づく手続か   | 行政手続法に基づく手続                                    |

|                   |                       |
|-------------------|-----------------------|
| 案の公示日             | 2022年6月22日 <b>NEW</b> |
| 受付開始日時            | 2022年6月22日0時0分        |
| 受付締切日時            | 2022年7月22日23時59分      |
| 意見提出が30日未満の場合その理由 |                       |

|                     |                                       |
|---------------------|---------------------------------------|
| 意見募集要領（提出先を含む）      | <a href="#">募集要領</a> <b>PDF</b>       |
| 命令などの案              | <a href="#">見直しの概要（別紙）</a> <b>PDF</b> |
| 関連資料、その他            |                                       |
| 資料の入手方法             | 国土交通省自動車局整備課において配布                    |
| 備考                  |                                       |
| 問合せ先<br>(所管省庁・部局名等) | 国土交通省自動車局整備課                          |

意見提出前に、意見募集要領（提出先を含む）を確認してください。

意見募集要領（提出先を含む）を確認しました。

意見提出には画像や音声による認証が必要です。

[戻る](#)[意見入力へ](#)

## 検査標章の貼付位置の見直しに関する意見の募集について

令和4年6月  
国土交通省  
自動車局整備課

自動車に表示する検査標章については、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第66条により、自動車は自動車検査証を備え付け、かつ、検査標章を表示しなければ運行してはならないこととされています。

この検査標章については、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第37条の3において自動車の前面ガラスの内側に前方から見易いように貼り付けることにより表示するよう規定され、また、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）（昭和36年11月25日付、自車第880号）」（以下、「実施要領」という。）により具体的な貼り付け位置が定められているところです。

本来、自動車の保守管理については使用者の責任のもとに行われるものですが、自動車使用者の車検の受け忘れ等により、少なからず車検切れ状態により運行されている自動車が存在しており、このような車両による事故は被害者及び関係者はもとより加害者にも甚大な負担を強いることとなります。

のことから、無車検運行防止対策の一環として、これまで前方から見易い位置に表示することを目的としていた検査標章の表示位置を、前方から見易い位置であるとともに運転者が検査標章に表示している自動車検査証の有効期間を容易に確認できる位置に表示するよう実施要領の改正を行うことを検討しております。

つきましては、広く国民の皆様から、本件に対するご意見を以下の要領のとおり募集いたします。

### ＜意見募集要領＞

#### 1. 意見募集対象

自動車検査業務等実施要領の改正について（概要）（別紙参照）

#### 2. 意見募集期間

令和4年6月22日（水）～令和4年7月22日（金）（必着）

#### 3. 意見提出方法

以下のいずれかの方法でご提出ください。なお、電話によるご意見の受付はいたしかねますので、ご了承願います。

**① インターネットの場合**

電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを利用ください。

**② 電子メールの場合**

後掲する意見提出様式の各項目を、メール本文にテキスト形式で明記し、以下のアドレスまで送信ください。件名には「検査標章の貼付位置の見直しに関する意見」と明記ください。

メールアドレス hqt-g\_tpb\_seb3@gxb.mlit.go.jp

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当 あて

**③ FAXの場合**

後掲する意見提出様式にご記入の上、以下の番号に送信ください。

FAX番号 03-5253-1639

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当 あて

**④ 郵送の場合**

後掲する意見提出様式にご記入の上、以下の宛先に郵送ください。

郵便番号及び住所 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当 あて

#### 4. 資料入手方法

**① 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載**

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

**② 国土交通省自動車局整備課において配布**

#### 5. 留意事項

頂戴したご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、最終的な決定を行う際の参考とさせていただきます。ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨ご了承願います。

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、ご意見の内容とともに公表させていただく可能性がございますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時に明示ください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡のために利用させて頂きます。

#### 6. お問い合わせ先

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当

電話番号（代表） 03-5253-8111（内線42422）

FAX 03-5253-1639

(意見提出様式)

国土交通省自動車局整備課 意見募集担当 あて

検査標章の貼付位置の見直しに関する意見

|                 |  |
|-----------------|--|
| フリガナ<br>氏名      |  |
| 住所              |  |
| 所属<br>(団体名、部署名) |  |
| 電話番号            |  |
| 電子メールアドレス       |  |
| ご意見             |  |
| ご意見の理由          |  |

令和4年6月  
自動車局整備課

## 検査標章の貼付位置の見直しについて（概要）

### 1. 改正の背景

自動車に表示する検査標章については、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第66条により、自動車は自動車検査証を備え付け、かつ、検査標章を表示しなければ運行してはならないこととされている。

この検査標章については、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第37条の3において自動車の前面ガラスの内側に前方から見易いように貼り付けることにより表示するよう規定され、また、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）（昭和36年11月25日付、自車第880号）」（以下、「実施要領」という。）により具体的な貼り付け位置が定められているところ。

本来、自動車の保守管理については使用者の責任のもと行われるものであるが、自動車使用者の車検の受け忘れ等により、少なからず車検切れ状態により運行されている自動車が存在しており、このような車両による事故は被害者及び関係者はもとより加害者にも甚大な負担を強いることとなる。

のことから、無車検運行防止対策の一環として、これまで前方から見易い位置に表示することを目的としていた検査標章の表示を、前方から見易い位置であるとともに運転者が検査標章に表示している自動車検査証の有効期間を容易に確認できる位置に表示する改正を行う必要がある。

### 2. 改正の概要

#### 自動車検査業務等実施要領の一部改正

道路運送車両法及び道路運送車両法施行規則により自動車の前面ガラスに表示することが規定されている検査標章について、具体的な表示位置を定めている自動車検査業務等実施要領において以下の改正を行う。

○前面ガラスに貼り付けて表示する検査標章の表示箇所は、前方かつ運転者席から見易い位置として、前面ガラスの運転者席側上部で、車両中心から可能な限り遠い位置。

### 3. スケジュール（予定）

公 布：令和4年8月

施 行：令和5年1月